

指名停止一覧

指名停止期間		商号又は名称 (主たる営業所所在地)	措置要件 (要綱第2条第1項別表の該当号)	備考
令和8年5月28日から 令和8年10月12日まで	4.5か月	スバル興業株式会社 (東京都千代田区)	独占禁止法違反 (別表第2の2の項中(2)ーウ)	要綱第4条 第5項適用
令和8年5月28日から 令和8年10月12日まで	4.5か月	日本ハイウェイ・サービス株式会社 (東京都千代田区)	独占禁止法違反 (別表第2の2の項中(2)ーウ)	要綱第4条 第5項適用
令和8年8月3日から 令和9年2月2日まで	6か月	中嶋商店 (八幡市)	契約違反 (別表第2の5の項中(1))	
令和8年8月17日から 令和8年9月16日まで	1か月	株式会社竹中土木 (東京都江東区)	不正又は不誠実な行為 (別表第2の4の項中(4)ーイ)	
令和8年9月1日から 令和8年9月30日まで	1か月	協和テクノロジーズ株式会社 (大阪市北区)	不正又は不誠実な行為 (別表第2の4の項中(4)ーイ)	

※要綱：八幡市建設事業等指名停止に関する要綱